

排出事業者責任を強化

許可制度の整備も柱に

廃棄物処理
法の見直し

負担増懸念の声も

廃棄物処理法の見直しについて議論する中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の処理制度専門委員会の会合が13日に開かれ、これまでの議論を踏まえた報告書案が示された。見直しの主な論点は、排出事業者責任の強化・徹底、廃棄物処理法の許可制度の整備と優良化の推進など9項目。許可手続きの合理化や欠格要件の連鎖を制限することなどが盛り込まれており、産業界や処理業界では一定の評価をする一方で、さらなる規制強化による負担増を懸念する声も出ている。同専門委では今後も今回の案を基に議論を継続し、夏から秋口をめどに正式な報告書を取りまとめる計画だ。

中環審専門委が報告書案

報告書に盛り込まれた見直しの項目は、排出事業者責任の強化、許可制度の整備のほか、廃棄物処理施設設置許可制度および最終処分場対策の整備、不法投棄等の対策の強化・徹底、適正な処理が困難な廃棄物の対策の一層の推進、排出抑制と循環的利用の推進・徹

底、地方自治体の運用、廃棄物の輸出入、低炭素社会との統合。排出事業者責任の強化は、産業廃棄物を自ら処理する排出事業者には帳簿の作成および保存を求め、排出事業者は委託した処理の状況を定期的な実地確認や産廃処分業者等による情報の提供、好

評等で確認すべきなどの「実地確認は有効性、どこまで見切れるかに疑問。細部を詰めて統一したものでなければ過度な負担を感ずる。有効性について」

になりかねない」となどの意見も出た。

許可制度の整備では、収集運搬業の許可の簡素化を図るとしているものの、国が許可する、都道府県が許可するなど4案が示されたままで、明確な方向性は出ていない。これについては地方分権の問題もあり、今後も調整が難航しそうだ。欠格

要件については、1次連鎖で止めるとともに1次連鎖も取り消し原因が廃棄物処理法上の悪質性が高いものに限定するとしている。これについては産業界、処理業界も一定の成果を見ている。

一方、処理施設の設置手続きにおいては、申請者が近隣市町村および利害関係者から都道府県等に提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにする仕組みを設けるべきだとしている。これに対しては処理業界関係者から「すでに施設設置に際しては、市町村や住民の同意を取っている。さらに制約が増える」と事業者にとってかなりの負担となる」との意見があがった。